

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、「いじめ」をはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「共に学び、たくましく生きる 南丘の子」を教育目標とし、学力保障と人権教育に重点をおいて取り組んでいる。とりわけ人権教育では、「自分が好き 友だちが好き みんなちがってみんないい ～自分も友だちも大切に、互いに思いやり、協力し合える子どもを育てる～」を重点目標に掲げ、児童一人ひとりがお互いの個性の違いを理解し、他者を尊重する心や態度を育てることができるよう取り組みを実践している。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識を全教職員が共通理解するとともに、いじめの未然防止等に向けた取り組みを示すために、学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」

(2) 構成員

管理職・首席・養護教諭・支援学級担当代表・各学年代表・人権教育部会代表・生活指導部会代表・SSW ほか

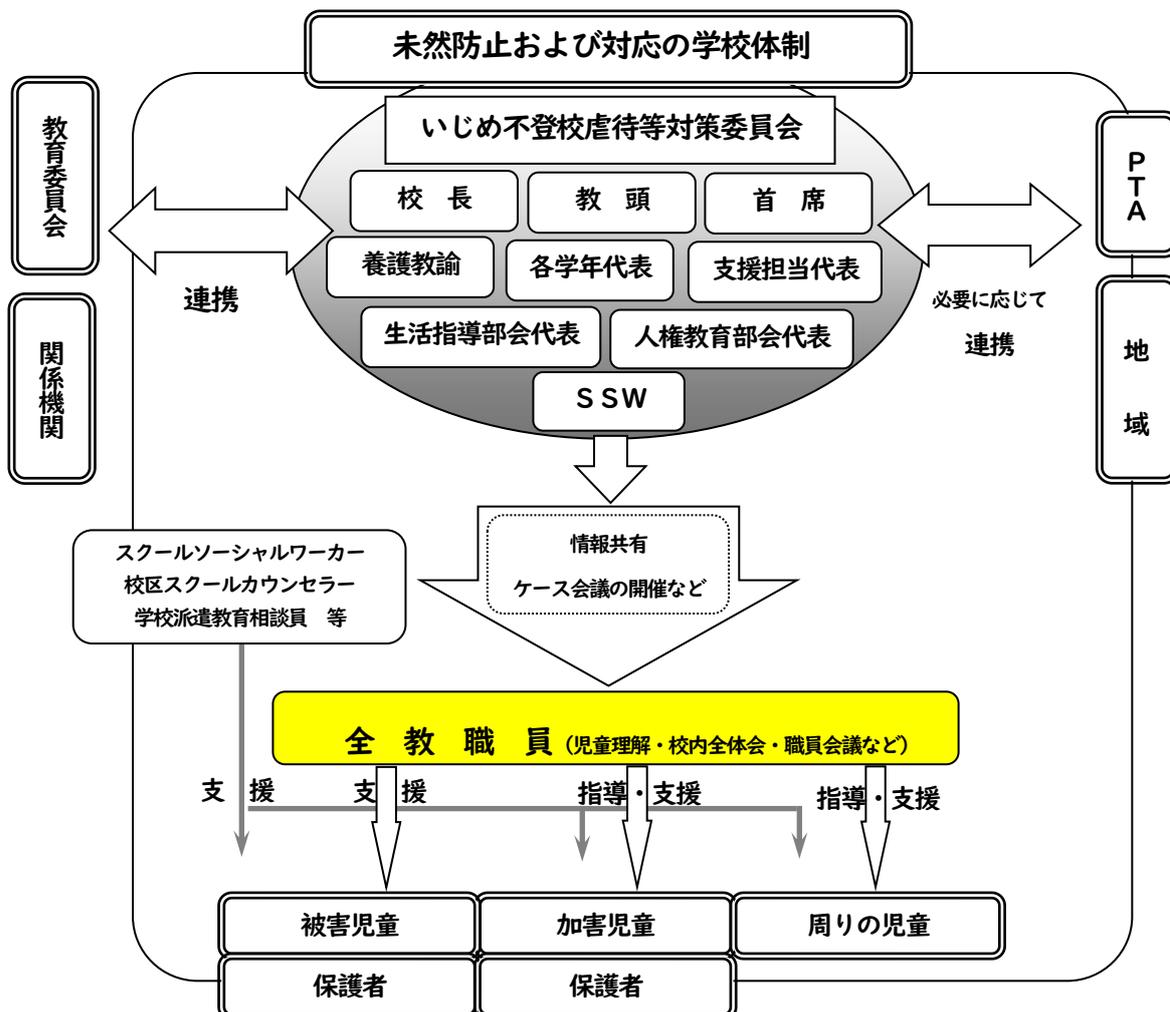
(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（次ページ参照）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」を、月に1回程度開催することで、学校の取組みに関する進み具合や未解決事案の検証をするとともに、必要に応じて、学校基本方針や計画の見直しなどを行う。



南丘小学校いじめ防止年間計画（予定）		
月	各学年の取組み	学校全体
4月	いじめを許さない学級集団づくりへの取組み。児童への相談窓口の周知 個人カード等による状況把握 学級懇談会等における保護者への相談窓口の周知と情報共有 校外学習・林間・修学旅行に向けた取組み	校内委員会の発足と年間計画の作成 第1回いじめ等対策委員会 「元気調査」の内容検討等  児童の様子共有※随時
5月	地域訪問週間・1年のみ家庭訪問週間→1年家庭での生活を把握 日曜参観の実施 1学期「元気調査」の実施	第2回いじめ等対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」の見直し 「元気調査」の内容検討等  「学校いじめ防止基本方針」HP更新
6月	「元気調査」の結果に基づいた、いじめの未然防止対策の実施と事案等への取組み 人権講演会 学校と家庭の情報共有と把握	第3回いじめ等対策委員会 「元気調査」の集約と分析等
7月	個人懇談週間 1学期の振り返り キャリアパスポートの作成 人権・道徳研究部校内研修	第4回いじめ等対策委員会 1学期の振り返りと2学期の取組みの検討
8月 9月 10月	2学期の学級作りへの取組み 運動会への取組み 人権参観の実施	第5回いじめ等対策委員会 「元気調査」の内容検討 情報交換等
11月	学習発表会の実施 2学期「元気調査」の実施 学校と家庭の情報共有と把握。	第6回いじめ等対策委員会 「元気調査」の集約と分析等
12月	作品展の実施 個人懇談週間 「元気調査」の結果に基づいた、いじめの未然防止対策の実施（全校朝会）と事案等への取組み 2学期の振り返り キャリアパスポートの作成	第7回いじめ等対策委員会 2学期の振り返りと3学期の取組みの検討
1月	人権講演会	
2月	全校朝会（いじめ） 3学期「元気調査」の実施	第8回いじめ等対策委員会 いじめ防止基本方針の見直し 年度末反省と次年度に向けて 1年間の振り返り等
3月	1年間の振り返り キャリアパスポートの作成	第9回いじめ等対策委員会 「元気調査」の集約と分析

※ケース会議等については、事案が発生した際に必要に応じて緊急で開会する

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そのためには教職員自身が人権感覚を高めることに努め、児童や保護者の思いや願いに耳を傾け、暮らしの現実をより深いところで受け止めるとともに、どんな小さな人権侵害も許さない姿勢で児童が安心安全な学校生活を送れるような集団づくりを進めていく。

いじめは、いつでもどこでも起こるものであるということを教職員が認識し、あらゆる機会をとらえて児童の状況を把握するとともに、全教職員で共通理解するための体制を組み、未然防止、ていねいな初期対応にあたる必要があると考える。

### 2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解を図るため、児童及び教職員に対しては常に注意喚起するとともに、校内研修を実施する。また日常的に児童の情報交換を行うが、隔週火曜日に「児童理解」の時間を設定し、児童の情報交換・共通理解の場とする。

児童に対しては、「いじめは絶対に許されない行為だ」との態度で接するとともに、ルールを守り、主体的に授業や各行事等に参加し活動するように指導する。

- (2) 朝の会の読み聞かせや読書活動、体験活動を推進するとともに、全ての教育活動のなかで道徳教育や人権教育の充実を図り、児童が自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、他者との円滑なコミュニケーション力を育て、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

- (3) いじめが生まれる背景として「学習内容が理解できない」「友だち関係がうまくいかない」「教室に居場所がない」などがあげられる。このような児童のストレスにいち早く気付くとともに、分かりやすい授業づくりや児童の人間関係を把握して安心できる関係、集団づくりをすすめる。

一方、ストレスに適切に対処できる力などを育むために、朝の会や終わりの会などで自分の考えや気持ちを発言できる場を設定するなどの工夫を行う。また、トラブルを回避するための力の育成だけでなく、お互いを理解しあえる力、自律する力などを育むための指導を、全教職員が丁寧に行うことに努める。

更に、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動など、指導の在り方に注意を払うとともに、教職員自身がチェックを行う機会を設けるようにする。

- (4) すべての児童の自己有用感や自己肯定感等の自尊感情を育むために、児童一人ひとりが活躍できる授業の実践や行事の運営に努める。また世代間交流や異学年交流を年間計画に位置付け積極的に行う。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりして、訴えることができないことが多い。この結果、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

常日頃から児童の生活状況や人間関係を把握し、いじめはいつでもどこでも起こりうるものなどの認識を持って、児童が示すわずかな変化も見逃さず対応することが必要である。そのためにはすべての教職員が積極的に児童に関わるとともに、あらゆる機会を利用して児童の情報交換に努め、危険信号を見逃さないようにしなければならない。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、日常的には朝の会の健康観察や終わりの会での児童の様子、休み時間や給食時間、保健室での様子をよく観察する。また個人ノート（日記など）の活用や定期的なアンケートなどでの実態把握を行う。
- (2) 早期発見には保護者はもとより、地域との連携が不可欠である。保護者とは年度初めに、必要に応じて連絡・家庭訪問・個人面談を実施し、日頃より信頼関係を構築する。地域からの情報も含め、教職員で共有する。
- (3) 家庭訪問・個人懇談・適宜面談のほか、児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、各学年に担任外教職員を配置する。全教職員が日常的に児童や保護者との関わりを持つことで、相談できる窓口を広げるようにする。  
また、教育相談係から派遣されている教育相談員や、中学校区配置のスクールカウンセラー、豊中市のスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、臨床心理士などの専門家や、関係機関との連携に努める。また、毎月発行している学校だよりなどにより、各相談窓口を広く周知することを心がける。
- (4) 教育相談などで得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、豊中市個人情報保護条例及び本校のプライバシーポリシーに則り適切に対応する。

### 第4章 いじめに対する措置

#### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導にあたることで、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況であったりする場合がある。よって、いじめを行った児童自身が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた児童は、仲間からの励ましや教職員、保護者等の支援、そして何よりいじめを行った児童の変容する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、課題を解決する力につなげることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、子ども支援体制に基づき、豊中市教育委員会及び必要に応じて外部機関と連携して行う。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、初期の段階からの確に関わっていく。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止め、複数人でていねいに聞き取りを行う。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職、学年所属担当者や生活指導部会担当者に報告し、「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」にて情報の整理を行い、必要に応じてケース会議を検討する。また、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた児童及びその保護者への支援とその後の対応

いじめた児童の別室指導などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を構築する。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人など）と連携するとともに、「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、教育相談員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の協力のもと、いじめられた児童に寄り添った丁寧な対応を行う。

また、いじめの「解消」については、いじめの対処後、心理的・物理的影響が与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月期間経過するとともに、その時点において、いじめられた児童やその保護者に対し、いじめ行為による心身の苦痛を感じていないと認められることを面談等により現認することをもって判断する。

## 4 いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を複数人で行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者に協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮することを心がける。指導にあたって学校は、組織的な対応をする中で、複数の教職員が連携するとともに、必要に応じて教育相談員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家に協力を要請することで、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し児童のエンパワメントを図る。その際、教育相談員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどとも連携する。

学校行事や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ・不登校・虐待等対策委員会」において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、人権教育課や所轄警察署などの外部機関と連携して対応する。
- (3) また、各教科、特別な教科道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。